

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 水道法施行細則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則  
(県例規集登載)

生活衛生課

### 【告示】

○ 指定居宅サービスの事業の廃止  
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

指導監査室  
障害福祉課

○ 土地改良事業の施行認可

耕地課

○ 保安林の指定の解除

治山課

○ 小型機船底びき網漁業の許可等の申請期間

水産課

### 【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請  
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧  
○ 種畜証明書の書換交付

県民生活交通課

経営支援課

畜産課

## 目次

担当課（室）



附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の水道法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 令和元年11月19日 岡山県公報 第12145号

## ◎岡山県告示第四百九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年十一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

早島タクシー訪問介護サービス

#### 2 所在地

岡山県都窪郡早島町早島三〇九番地

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

有限会社早島タクシー

#### 2 所在地

岡山県都窪郡早島町早島三〇九番地

### 三 廃止の届出を受理した年月日

令和元年十一月十一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七二六〇〇一九一

### 五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第四百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年十一月十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
なでしこ薬局	真庭市中448-1	R1.9.1
やっこ薬局	津山市南新座104-2	R1.10.1
きびじ整形外科・内科・リハビリクリニック	総社市岡谷337-1	R1.10.1
スマイル薬局きびじ店	総社市岡谷339-1	R1.10.1

令和元年11月19日 岡山県公報 第12145号

◎岡山県告示第五百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和元年十一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称  
足守土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

大向水路

非補助土地改良（かんがい排水）事業

田挾池

小規模ため池補強（ため池）事業

三 認可年月日

令和元年十一月六日

◎岡山県告示第五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年十一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市児島下の町八丁目二三八の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第五百二号

岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船及び網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

令和元年十一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

申請期間

令和二年一月六日から同年一月三十一日まで

# 令和元年11月19日 岡山県公報 第12145号

〔四五八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和元年十一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和元年十一月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みまさか

三 代表者の氏名

神田 榮作

四 主たる事務所の所在地

津山市高野本郷九四一―一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）、高齢者等に対して、生活の質の向上や就労支援などに必要な事業や活動を行い福祉の向上を図るとともに、誰もが自立と社会参加を図り安心して暮らせる地域社会の実現に寄与する事を目的とする。

六 変更する事項

名称及び特定非営利活動に係る事業の種類

# 令和元年11月19日 岡山県公報 第12145号

〔四五九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年十一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ林田

所在地 津山市林田一七二二ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 理事長 平田 昌三

### 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九ー四

代表者の氏名 代表取締役 野中 正人

（変更後）名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九ー四

代表者の氏名 代表取締役 北島 常好

### 4 変更年月日

平成三十年二月二十一日

## 二 届出年月日

令和元年十一月十一日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで  
縦覧の場所  
岡山県産業労働部経営支援課

〔四六〇〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

令和元年十一月十九日

岡山県知事 伊原 隆 大

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
10866523163	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11456017475	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11411119169	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11539911027	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11377028604	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
10865626377	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11404065916	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター